

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った

平成二十七年九月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第一〇三号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年 八月二十六日
指定に係る道路の位置	埼玉県東松山市大字松山字藤曲九百三十三番 六先から埼玉県東松山市大字松山字仲田町八 百四十七番一先まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	七百三十二・一三 メートル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	十・〇〇メートル 十三・〇〇メー トル